

極貧がつくられる社会と雇用

「貧」から「困」へ

後藤道夫

ごとう・みちお 都留文科大名誉教授。社会哲学、現代社会論。
著書・編著書に『戦後思想へゲモ二丁の終焉と新福祉国家構想』（旬
報社）、『ワーキングプア原論』（花
伝社）、『最低賃金1500円がつ
くる仕事と暮らし』（天月書店）など。

八月末発表の「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の調査結果には、あらためて驚かされた。「一斉休校で給食が利用できなくなったため、一日の食事の回数が減った」と回答した人は一八%、「一回の食事の量が減った」は一五%、「炭水化物だけの食事が増えた」は五〇%。労働政策研究・研修機構（JILPT）の八月調査では、コロナ禍で雇用や収入に影響を受けた労働者は四一%だったが、この調査では、母子世帯への影響は七一%にのぼる。コロナ禍は、とりわけ、低所得あるいは生活基盤が脆弱な人びとを直撃したのである。

が必要な人びとが、各地の生活相談におとずれている。貧困と生活基盤の脆弱は本当に改善しているのか。もしそうでないとしたら、貧困と生活基盤脆弱の中心問題は何か。この小文では、相対的貧困率の改善の要因を検討するとともに、それにもかかわらず、約一割の低所得人口の所得が改善されていないことに注意を向け、労働市場の現状を探る。また紙幅が許す範囲で、「ふつう」の生活が困難な人口が数割の規模で形成されていることの影響を考えたい。社会保障の縮小を除けば、その中心的要因は男性賃金の大幅下落と女性の異常な低賃金の持続である。主に現役世代の所得と賃金水準に焦点をあて、関連する社会保険制度にふれながら議論をすすめたい。

国民生活基礎調査に見る格差の拡大と固定化

七月に発表された二〇一九年の「国民生活基礎調査」によれば、「相対的貧困率」は一五・四%で、二〇一五年の一五・七%よりわずかに下がった（新基準が別に示されているが比較のため旧基準。前年の所得が調査対象のため、表記は調査年の前年。算定基準である「貧困線」は二〇一五年よりも実質値で上がっているため、貧困線付近の低所得層については、二〇一五年より所得が改善されたといっただろう。前回の二〇一二年から二〇一五年では、貧困線が大きく下がった

だが、母子世帯を含む子育て世帯の貧困は、改善しつつあったはずではなかったか。たしかに「相対的貧困率」は、二〇一六年調査でも二〇一九年調査でも、子育て世帯全般だけでなく、一人親世帯についても下がっている。安倍前首相がこれを安倍政権の功績として強調したことも記憶に新しい。だが、本当に低所得や生活基盤の脆弱が改善されていたら、コロナ禍が直ちに「食事を減らす」レベルに結びつくはずはない。

もとより、問題は母子世帯だけではない。コロナ禍による収入激減で食事もとれず、文字通り無一文で緊急の援助にもかかわらず、相対的貧困率はわずかしか減らず、人びとの所得状態は実質的に悪化していた。安倍前首相がこれを自慢してみせたのは、意図的な政治パフォーマンスか、そうでなければ無知である。なお相対的貧困率は「等価可処分所得」の分布によつて算定するが、これは、世帯の可処分所得をその一人一人の成員の可処分所得へと変換したものである。厚労省は経済協力開発機構（OECD）にならい、世帯可処分所得を世帯人数の平方根で割った値をこれに当てている。等価可処分所得を多い方から順番に並べて、中央に來る値の半分を貧困線とし、それ未満の人口割合を相対的貧困率とする。所得分布が全体として低い方にシフトすれば、貧困線も下がる。少し長いタイムスパンでみると、一九九七年は貧困線が一三〇万円であり（一九八五年の消費者物価による値）、相対的貧困率は一四・六%だった。二〇一八年ではそれが一〇八万円と一五・四%だから、人びとの所得状態が大きく悪化したことがわかる。

では、二〇一五年から二〇一八年への所得分布の改善はどうして生じたのか。二〇一二年から二〇一五年では、安倍首相（当時）は、賃金をあげる政権の努力がみられた、と二重に間違ったことを言ったが、今回は賃金上昇があったのか。給与総額（五人以上事業所）をみる毎月勤労統計の実質賃金指数では、二〇一五年の一〇〇に対して、二〇一

八年は二〇〇・八であった。この程度の上昇では、貧困線周辺の人びとの所得が実際に上がるかは明らかでない。

この点でまず重要なのは、この三年間で最低賃金が六一円（二〇一五年消費者物価による実質値）上がったことである（上昇率七・六％）。全体の賃金は停滞したが、低賃金部分の時給は上昇した。詳細は省くが、全体として、時給換算で最低賃金額の二〇～二五％増し以下の範囲にいる労働者層が影響を受けたと推定される。なお、二〇一二年から二〇一五年の最賃の実質上昇は一三円であり、実質賃金指数は、四・三ポイントの減少であった。

第二に、八〇歳以上世帯主の世帯を除き、世帯の中で有業の割合が増えた。子育て中の女性、七〇代までの高齢者、および学生の有業率が上がっている。一五歳以上就業率の増分は、二〇一二年～一五年の一・二ポイントに対し、二〇一五年～一八年は二・四ポイントであった。

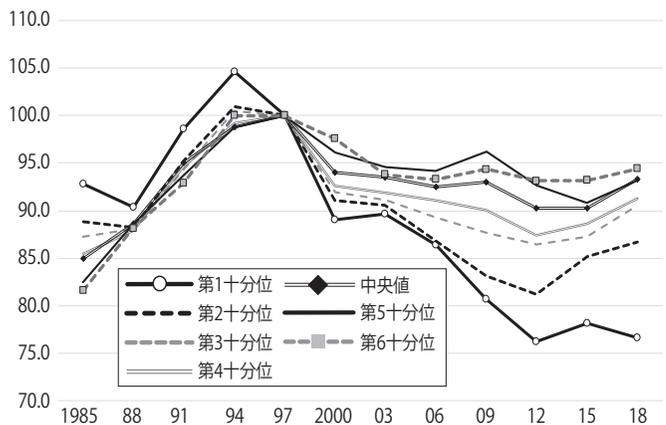
たとえば、世帯所得第一五分位（世帯所得で下位二〇％）に属する子育て世帯の平均有業人数は、二〇一二年一・二六人、二〇一五年一・三九人、二〇一八年一・四七人である（国民生活基礎調査データから推計）。児童がいる低所得世帯の所得分布は、全体の状態が悪化した二〇一二年から二〇一五年にかけても改善されているのはそのためであろう。

大学、短大、専修学校等の学生の有業率は、二〇一五年

ている。なお、名目値で見ると二〇一八年の第一十分位値は二〇一〇万円である（貧困線二二万円）。

第二十分位値は下位二〇％の人びとの等価可処分所得の上限值であり、他方、相対的貧困率はこしばらくは一五％、一六％程度であるため、貧困線未満の人口の三分の

図1 児童のいる世帯 実質等価可処分所得 十分位値の推移 1997年=100



二ほどの所得が大きく下がったまま取り残されていることがわかる。なお第一十分位には、生活保護を利用する児童がいる世帯の人びとは、ほとんど含まれていない。国民生活基礎調査では、等価可処分所得の最も低い集計金額階級は〈四〇万円未満〉である。

頃から大きく増えた。学生労働者の七五％は親元から通う自宅生であり（労働力調査二〇一九年）、そうした家庭の世帯所得は三二％が六〇〇万円未満である（二〇一七年就業構造基本調査）。学生労働者の家庭では母親の有業率も高い。そうした「多就業化」（養輪明子「新自由主義時代における家族の多就業化と新しい家族主義の登場」『現代思想』四二四号）によって、学費と生活費を支える世帯が増えた。多就業化の進展は、関連する階層の所得状態を改善したが、他方、コロナ禍による学生労働者や主婦労働者の収入減を耐えがたいものとしたのである。非正規労働者の解雇／休業は、多就業化による働き手を吸収したサービス職、販売職に集中した。

■相対的貧困率では見えない〈下一割〉の格差固定
次に、相対的貧困率の変化では表せない、さらに低い所得の人びとの動向を検討したい。用いるのは、相対的貧困率算定と同じ等価可処分所得の分布である。発表されている集計表を元に、「児童のいる世帯」の等価可処分所得の実質値分布を求め、それぞれの調査年の「十分位階層」の境界値（「十分位値」）を出し、それを指数表示にしたのが図1である。一九九七年からの減り方は、上層ほど小さく下層ほど大きい。所得格差の系統的、持続的な拡大が明らかである。なかでも第一十分位値は二〇一八年で対一九九七年比が七六・六と非常に低く、二〇一五年よりも下がっ

実質値でながめると、児童がいる世帯でこの範囲にいる人びとの割合は、二〇〇六年〇・八％、二〇〇九年一・五％、二〇一二年一・六％、二〇一五年二・〇％、二〇一八年二・六％と増え続けている。一人親世帯に限ると、その割合は二〇〇六年九・一％が二〇一二年は四・四％に下がったが、その後、二〇一五年五・〇％、二〇一八年七・三％と上昇している。コロナ禍以前でも、十分な食事がとれていたとは思えない所得水準である。

格差拡大と下位一割の貧困固定は、児童のいる世帯だけのことではない。人口全体についても、同じ操作で作ったグラフは同様の形となり、第一十分位値の指数は、二〇一二年七九・八、二〇一五年七七・七、二〇一八年七七・九と大きく下がったままである。

人口全体についてさらに細かく推計してみると、二〇一五年から一八年にかけての実質等価可処分所得の増減の境目は、全世帯では下から九％のところにあることがわかる。子育て世帯では下から一％が境目だ。低所得層でもこの境目より所得が多い人びとは、二〇一五年以降に少しの改善があり、それが相対的貧困率の減少になって現れたのである。

この間、母子世帯の母親の有業率は上昇し、期限無し雇用と一年以上雇用の割合も増えて、平均所得は増えている

が（国民生活基礎調査、世帯所得上位一割と下位一割の格差は二〇一六年から二〇一八年にかけて拡大している（J-LPT「第五回子育て世帯全国調査」）。これも関連した事態であろう。

消費支出の水準が非常に低い人びとの割合に注目しよう。母子三世帯で消費支出が月額一五万円未満の割合（二〇一五年基準による実質値）は、二〇一三年二八・八％、二〇一六年三一・九％、二〇一九年三四・二％と増えている（国民生活基礎調査。ちなみに、二〇一八年の生活保護利用母子世帯の消費支出平均は一七・六万円（世帯平均人員・五八人。「社会保障生計調査」）である。高齢者世帯と一人親世帯とを除く三世帯全体でも、消費支出一五万円未満は、二〇一三年一一・五％、二〇一六年一〇・三％、二〇一九年一一・五％と高いままだ。なお、生活保護利用三世帯の消費支出平均は、二〇一八年度で一七・八万円である。

最低賃金が上がり、多就業化が進んでいるなかで、約一割という、小さくない規模の人口の格差拡大・所得停滞／減少が生じていることを重視すべきであろう。この水準の低所得世帯の有業人員の増減、就業時間の増減、就業環境の詳細などは、国民生活基礎調査の集計表の範囲ではわからない。この部分では有業人員、就業時間は増えていない可能性も高く、就業の不安定性が拡大している可能性は高

もずっと低い。「雇用動向調査」によれば、二〇一八年の離職者中、短時間労働者の割合は四三％（一九九八年は二六％）、雇用期限の定め有りの割合は四九％（二〇一四年は四四％）であった。労働力調査によれば、一年以内離職者のうちの非正規割合は、二〇〇二年平均が五三％、二〇一九年平均は六一％である。先にみた第一十分位世帯に属する有業者では、おそらく、離職は日常茶飯事であろう。

■余裕のない離職の増大

転職もひどく「余裕」のないものに変った。図2は、離職期間一年未満で転職した労働者について、離職期間が一カ月未満の割合を示したものである。転職に要する期間としてはごく短いものだが、二〇〇〇年から二〇一八年で急速にその割合を高めていることがわかる。二〇一八年では、転職した男女の四三％が離職後二週間以内に転職している。失業者でいる期間は短くなった。

平均の問題としてみた場合、二週間や一カ月は、転職のための情報収集や収集した情報の精査・検討、さらに、必要な知識や資格を新たに手に入れるうえで十分な期間とは言えないだろう。前職の就業中にこうした準備をするのは容易なことではなく、これほどの短い期間では、ネット等で容易に手に入る情報の範囲での職探しとなる可能性が高い。よほど条件がよい時期以外、上昇的な転職は例外的で

い。

■細切れ／不安定就業の拡大

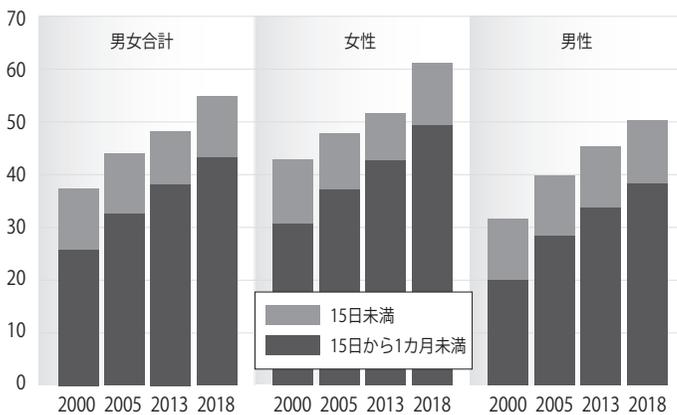
関連すると思われる就業環境の現状をいくつかながめよう。短時間就業の割合が男女ともに増えている。週間三五時間未満就業労働者と不規則就業の労働者の合計は、一九八七年一三％、一九九七年一九％、二〇〇七年二四％、二〇一七年二九％と大きく上昇した。二五〜五九歳にかぎった二〇〇七年からの一〇年間で、男性五％から九％、女性三八％から四〇％への増加である（就業構造基本調査）。

強い社会的規制、法的規制がない状態で、不規則就業と短時間就業が増えると、生活可能な賃金水準を雇用主に求める社会規範は脆弱化する。労働力の細切れ売買は、労働力を単純な商品として扱う傾向を強めるのである。コロナ禍による膨大な無補償休業は、〈不規則＋短時間〉労働が無規制状態で拡大していたこと抜きには考えられない。本来、シフト勤務といえども労働条件を明示した雇用契約に制約されるが、それを無視して、労働需要が発生したときだけの、その都度の労働力売買関係であるかのようにあつかう事業主が増えていたのである。

労働条件が悪い職では離職、転職の頻度が増える。離職者の内訳も、労働条件の悪い人びとの比重が高く、特に男性の場合、転職者の所得分布は労働者全体の所得分布よりあろう。

前職が低所得で貯蓄もなく、離職により困窮している、あるいはすぐに困窮する見込みの失業者は、十分に転職先を選ぶ余裕がない。これは旧来から「労働力の窮迫販売」と言われてき

図2 離職期間1年未満転職入職者のうちの離職期間1カ月以内の割合
フル・パート計（雇用動向調査）

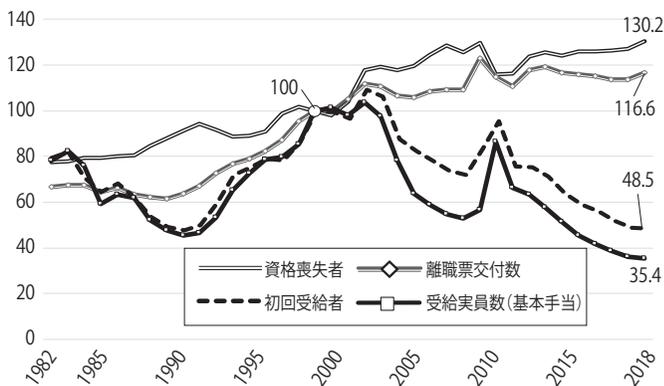


た現象であり、蔓延すると、雇う側の立場が強くなるため、労働条件が全体的に引き下げると言われている。筆者は図2を「労働力の窮迫販売」が拡大しつつあるデータと解釈しているが、他方、「雇用の流動化」を促進すべく、

労働移動の迅速化を推進してきた厚労省は、逆に「失業なき労働移動」の実現と高く評価するだろう。これは大きな論争点となるべき問題である。

〈ふつう〉未満の暮らしが奪う〈余裕〉

図3 雇用保険失業給付 離職指標 (資格喪失者、離職票交付) と 給付指標 (初回受給者、受給実人員) の乖離 (一般被保険者 1998年=100)



転職者の離職期間が短くなったのはなぜか。図3は雇用保険の離職者を表す指標二つ(被保険者資格喪失者数、離職票交付数)と失業給付受給者を表す指標二つ(初回受給者、受給実人員)を指数表示したものである。離職者は増えていますが、受給者は大幅に減って

おり、そうした動向への転換は二一世紀はじめの数年間にあることがわかる。図にはないが、現在、失業給付を受けているのは失業者の二割強だ(一九九七年四割弱)。被保険者期間一年未満の離職者では、受給者は三%程度にすぎない。多くの離職者、失業者が失業給付をあてにせずに行動せざるを得ない状況であることがわかる。二〇〇〇年代初頭に三回の大きな制度改正があり、給付日数は平均で五〇日ほど減り、給付の日額上限は二割以上引き下げられた。給付資格も狭くなっている。非正規増はこうした制度改正の影響を加速した。

■社会保険給付を受けられる〈余裕〉

雇用保険だけではない。低賃金労働者が社会保険事故(失業、傷病、老齢退職、育児休業など)にあった際、保険給付を

中心に暮らせるためには、ふだんの賃金が最低限度の暮らしがギリギリ可能な水準の数割増しでなくてはならない。実際、失業と育児休業では、もともとの賃金が低く、保険給付では暮らせないため、そうした給付を受ける〈余裕〉がない場合が相当数存在すると考えられる。

傷病手当は通常の賃金の三分の二を給付する。それだけで不足する場合には、生活保護を受けられない限り、医療費にも事欠くであろうし、無理をしながら働き始めた場合は長期に半病人状態が続く危険もある。メンタル不調で傷病手当を受けた労働者の数は、この二〇年間で八・六倍にのびており(協会けんぽ)資料。各年一〇月の受給者数、これは職場の状態悪化が主要な原因のひとつと考えて無理はない。低賃金は、拡大するトラブルへの対処能力をも阻害するのである。

東京二三区の単身者をモデルに推計すると、生活保護制度が想定する最低生活費を確保できる賃金額は二〇一五年で二三三万円、傷病手当による可処分所得が最低生活費を下回らない賃金額は三〇五万円であった。二三区在住の二〇〜六四歳の雇用者で賃金がそれ未満である割合を推計したところ、男性でそれぞれ一三%、二二%、女性で四〇%、四五%であった。

この年額約三〇〇万円という数字は〈ふつう〉の生活

——保険事故の際にも社会保険給付で凌ぎ、労働能力、就業先水準を落とさずにすむ〈余裕〉をもつ——のミニマムをあらわすものといえることができる。

なお周知のように、傷病手当は被用者保険(健康保険、協会けんぽ、各種共済)の「被扶養者」である労働者には適用されない。だが他方、「多就業化」で家計を維持する短時間労働者は増加しているため、現在の被保険者資格では実情にあわない。また、傷病手当制度は国民健康保険には存在しないが、世帯主が労働者である国保世帯は二〇一八年度で五二二万世帯にのびている(国民健康保険実態調査)。社会保険加入義務が狭く設定されているためだが、こうした状態は急いで改善すべきだろう。

■「ふつう」のミニマムと最低限度

実は、この三〇〇万円という額は、中澤秀一が全労連の地方組織と協力して行なった「最低生計費調査」の数値とほぼ一致する。中澤調査は、マーケットバスケット方式による「ふつうのミニマム」水準の消費支出必要額を調査したものであり、必要な消費費目とその量の選択は調査地単身者の生活実態と意見を集約して行なわれている。地方では自動車「ふつう」の暮らしには必須であり、大都市部は必要ではない。しかし大都市は住宅費が高い。結局、どの地域でも必要生計費はほぼ同じであった。表1は中澤調

表1 「ふつうのミニマム」生計費と「最低限度」生計費

	A. 25歳単身男性 最低生計費 (2016年 調査 盛岡市)	B. 生活保護受給単 身世帯 (2016年度2 級地-1)
消費支出 計	173,997	96,252
食 費	40,083	30,574
住 居 費	35,000	25,256
水道・光熱	9,024	10,039
家具・家事用品	4,216	4,544
被服・履物	6,501	3,010
保健医療	2,596	1,937
交通・通信	39,697	7,114
教養・娯楽	17,533	4,108
そ の 他	19,347	9,671

(円)

出所：後藤・中澤・木下・今野・福祉国家構想研究会編『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店、2018年、37頁
社会保障生計費調査2016年

査の数値(二五歳単身世帯盛岡市(二級地-1))と生活保護利用単身者の消費支出(社会保障生計調査)二級地-1)を比較したものである。表1は、社会保険給付額の検討とは違う角度から、

「ふつう」がもつべき「余裕」を明らかにする。「ふつうのミニマム」と生活保護利用者の消費支出額の差は月七・八万円と相当に大きい。なかでも、交通・通信費、教養・娯楽費、その他、での差が目立つ。これは自動車保有、付き合いの費用、通信・情報取得費用、こづかい・娯楽費などの違いであり、これらが十分でない場合は、勤労疲労からの回復や気晴らしの不足、交友範囲の縮小、情報資源や人的ネットワークの不足が生み出される可能性があると考え

と生活保護の十分な適用をふくむ総合的なものである必要がある。他方、「ふつう」の確保は労働運動の課題であるとともに、一割のひどい貧困と闘うための重要な環境作りとなる。賃金問題のかぎは、年功型賃金の復活ではなく、男女ともに、最低でも単身者がふつうに暮らせる賃金を基盤とした賃金引き上げである。それで不足する子育てや老後などライフコース上の諸問題は、社会保障で解決できる環境を作るべきだ。

1 六〇〇万円という数字は、そこから親の勤務必要費用と公租公課を引き、私立大学に通う自宅生の平均学費一三七万円と学生の生活費四四万円(学生支援機構『学生生活調査』二〇一八年度)を引いた残額が生活保護制度による四人世帯の「最低生活費」全国平均値を下回る額である。

2 国民生活基礎調査は社会保障給付をふくめて所得を調査している。

て無理がない。

これは単身者モデルでの検討にすぎないが、結局、「ふつう」の生活が困難な水準の仕事・所得とそれを補充できない社会保障環境は、多様な回路を通じて、劣悪な就業環境と闘う力の減退、労働力の破壊、生活の縮小再生産を生み出す可能性があるということだ。本稿のタイトルにも借用したが、阿部彩、鈴木大介対談(『貧困を救えない国日本』P.H.P.新書)には『貧』を放置すると『困』になる」という指摘があり、湯浅誠は「すべり台社会」という言葉を使っている。江口英一は往年の日雇肉体労働者について、「破壊されつつある労働力」という規定を与えたが(江口英一『現代の「低所得層」下巻、一九七九)、「破壊」とは、就労困難への移行と考えられよう。筆者の理解はこれらの見解と重なっている。

「ふつう」の生活を送り、就業能力、健康、トラブルへの対処力、社会的ネットワークを保ち、保険事故時には社会保険給付でしのぐことができる、そうした水準の世帯所得は、生活保護が想定する最低限度よりも高く、それに届かない人口はこの二〇年ほどの労働市場変動によって、相対に増えた。第一十分位の人びとの格差拡大と所得停滞の巨大な背景であろう。

一割のひどい貧困との闘いは、最低賃金の大幅引き上げ生活保護による二人世帯の「最低生活費」の平均値は、一級地一二・二一〇万円、三級地一二・四八万円だが(被保護者調査、二〇一八年)、第一十分位値を二人世帯に換算した金額は一四三万円であり、三級地一二の最低生活費よりも低い。そのため、生活保護を利用して、そのほとんどは、どの地域でも第一十分位よりも高い所得を得ているはずである。なお、世帯人数が多くなると、「最低生活費」と第一十分位値換算値との差はさらに開く。

3 「失業なき労働移動」という言葉は、一九八〇年代にホワイトカラーの余剰人員のスムーズな転職をめざすべく、政府、財界団体、連合が協力して立ち上げた「産業雇用安定センター」のスローガンであった。「構造改革」期以降は、労働力の流動化全般の促進スローガンとなり、安倍政権は二〇一三年にこれを強く打ち出している。

4 初回受給者はその年に失業給付を受け始めた者であり、受給実人員は、月ごとに一日でも受給した人数の年平均値である。

5 たとえば、一九九七年から二〇一七年で、男性三五・三九歳雇用者の年収五〇〇万円以上割合は五・一%から三四%に減り、女性二五・二九歳雇用者の二五〇万円未満割合は五二%から五五%に増えた(就業構造基本調査、二〇一二年消費者物価で調整)。

渡辺秀樹

芦部信喜 平和への憲法学

四六判・並製カバ1・224頁 本体1900円(税別)

戦後憲法学のスタンダードをつくったのは、どんな人物だったのか。学徒出陣の戦争体験。実際の裁判に関わり、後半生を懸け「憲法訴訟論」を打ち立てるまで。独自入手した資料を交え、その足跡を再現する。識者一三名のインタビューも収録。

岩波書店